

門真市図書館サービス計画（素案）
～ひろがる世界 未来につながる図書館へ～

平成30年10月

門真市教育委員会

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の背景----- 1
- 2. 計画の位置づけと期間----- 1

第2章 図書館の現状と課題

- 1. 図書館の概要----- 2
- 2. 図書館の現状----- 4
- 3. 図書館のサービスに関するアンケート調査の結果・分析----- 5
- 4. 図書館の課題----- 8

第3章 基本理念と基本方針

- 1. 基本理念----- 9
- 2. 基本方針----- 9
- 3. 計画の体系----- 10

第4章 施策と取組

- 基本方針1 役立つ情報を提供する図書館----- 11
- 基本方針2 すべての市民が親しみやすい図書館----- 14
- 基本方針3 市民とつくる開かれた図書館----- 16

第5章 計画の実現に向けて

- 1. 計画実現のための体制----- 18
- 2. 計画の進捗管理----- 18
- 3. 財政措置----- 18

資料編

- 1. アンケート調査結果----- 21
- 2. 計画策定の経緯----- 31
- 3. 図書館サービス計画策定庁内会議設置要領----- 32
- 4. 関係法令（図書館法・図書館の設置及び運営上の望ましい基準）----- 33

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

本市図書館は、昭和52年4月に開館し、昨年度40周年を迎えることができました。この間、乳幼児から高齢者まで市民の知る権利を保障するため、幅広いニーズに合った資料・情報を収集し、図書の出借やレファレンスサービス、行事等により資料・情報提供に取り組んでまいりました。

平成20年3月には、「子ども読書活動推進計画」を策定し、ブックスタートをはじめ、ボランティアによる読み聞かせ活動、学校支援サービス等の取組を行い、そのことが評価され、「子どもの読書活動優秀実践図書館」（平成27年4月）として文部科学大臣表彰を受賞いたしました。平成28年3月には、「第2次門真市子ども読書活動推進計画」を策定し、「広げよう読書の輪 育てようことばの力」を基本理念として、子どもの読書活動の充実を図るため、家庭、地域、学校等との連携・協働をすすめて、すべての子どもがことばの力を身につけ人生がより豊かなものとなるよう、読書環境を整備し、子どもの読書活動につなげていく取組を行っています。

現在、図書館を取り巻く環境は、電子書籍やインターネットなどICT技術の急激な発展に伴い、市民のニーズが多様化、複雑化するなど大きく変化しています。

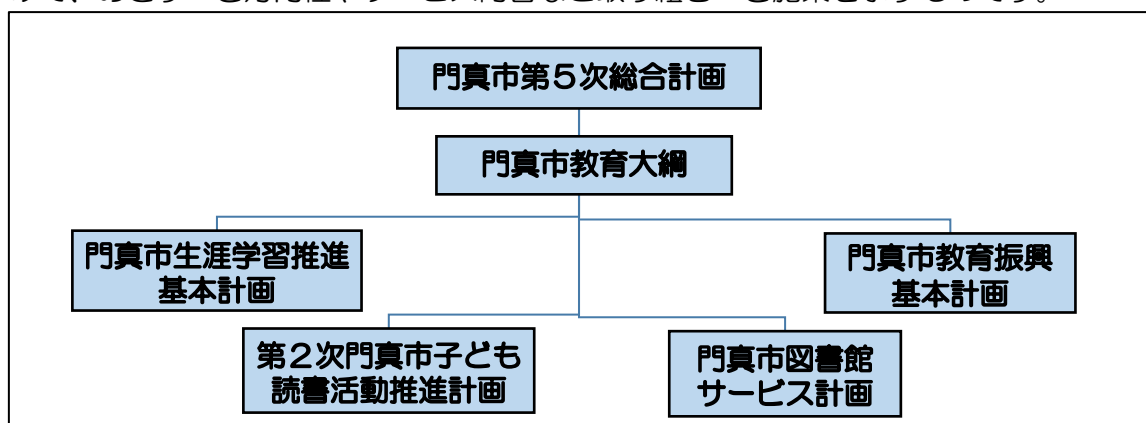
これから求められるのは、あらゆる人々が自己実現をめざして、自ら学ぼうとする行為を支援し、市民一人一人が「住み慣れた場所」でいきいきと暮らすために必要な課題を解決する情報を気軽に、そして的確に得ることのできる図書館です。

全ての市民がともに支えあうために、健康でいきいきとした自学自習を積極的に支援し、ひろがる世界を体感でき、未来につながる図書館となることをめざし「門真市図書館サービス計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、市の上位計画である「門真市第5次総合計画」や「門真市教育大綱」、また、関連する「門真市教育振興基本計画」や「門真市生涯学習推進基本計画」、「第2次門真市子ども読書活動推進計画」と整合性を図り、より一層の市民サービスの向上に向けて、めざすべき方向性やサービス内容など取り組むべき施策を示すものです。



(2) 計画の期間

計画の期間は、平成31年3月からおおむね5年とします。なお、必要に応じて見直しを行います。

第2章 図書館の現状と課題

1. 図書館の概要

本市では、図書館本館、図書館門真市民プラザ分館の2館体制で、図書館サービスを行っています。

(1) 施設の概要

	本館	門真市民プラザ分館
所在地	門真市新橋町3番4-101号	門真市大字北島546番地
開館日	昭和52年4月1日	平成19年5月1日
床面積	1,598.41 m ²	264 m ²
構造	SRC地下1階地上2階	RC2階部分
開館時間	火～金曜日：午前10時～午後7時 (参考資料室は午後6時まで) 土曜日：午前10時～午後6時 日曜日：午前10時～午後5時	午前10時～午後7時
休館日	・月曜日 ・第4金曜日 ・国民の祝日(日曜日は開館) ・年末年始・蔵書点検期間	・木曜日 ・第4金曜日 ・年末年始・蔵書点検期間

(2) 図書館のあゆみ

昭和52年(1977)	4月	旧門真市立ブックセンターを母体として開館
昭和54年(1979)	7月	職員による「おはなしのじかん」開始
昭和55年(1980)	4月	予約・リクエスト受付開始
昭和58年(1983)	6月	全国の電話帳の閲覧サービス開始
昭和62年(1987)	4月	対面朗読サービス開始
昭和63年(1988)	10月	沖分室開室
平成 2年(1990)	12月	図書館コンピュータシステム稼働
平成 5年(1993)	7月	AV資料(CD・ビデオ)貸出開始
平成 7年(1995)	1月	(阪神・淡路大震災) 参考資料室書架倒壊(2月末まで休室)
平成10年(1998)	7月	大阪市・北河内6市の住民に貸出開始
	4月	「本のリサイクル市」開始
平成13年(2001)	2月	児童図書コーナー改修
	9月	図書館ホームページ開設
平成14年(2002)	10月	北河内7市広域利用を始める
平成15年(2003)	6月	1歳6ヶ月健診読み聞かせ開始
平成16年(2004)	4月	平日開館時間延長(午前10時から午後7時に変更)
平成18年(2006)	6月	インターネット予約受付開始
平成19年(2007)	3月	沖分室閉室
	5月	門真市民プラザ分館開館(門真市民プラザ内)
	8月	インターネット利用者用端末設置
平成20年(2008)	3月	門真市子ども読書活動推進計画策定
	3月	ティーンズコーナー設置
平成21年(2009)	3月	大阪市との相互利用に関する協定締結
平成22年(2010)	10月	ブックスタート事業開始
平成23年(2011)	8月	闘病記コーナー設置
平成24年(2012)	1月	こどものえいごコーナー設置
	4月	日曜日が祝日に当たる日は開館
平成26年(2014)	1月	個人貸出冊数: 10冊から15冊
平成27年(2015)	4月	「子どもの読書活動優秀実践図書館」文部科学大臣表彰を受賞
平成28年(2016)	1月	耐震工事完了
	3月	第2次門真市子ども読書活動推進計画策定
		読書手帳の活用開始
	5月	学校等配送業務委託開始
		eレファレンスサービスを開始
平成29年(2017)	3月	国立国会図書館歴史的音源配信サービス開始
	4月	国立国会図書館デジタル化資料送信サービス開始
平成30年(2018)	3月	認知症を知るコーナー設置
	4月	第一法規法情報総合データベース導入
	5月	LED照明取替工事完了

2. 図書館の現状

(1) 資料状況

○蔵書点数

年度	25	26	27	28	29
蔵書点数	247,584	251,664	254,647	258,350	261,007
人口一人当たりの 資料点数	1.94	2.00	2.03	2.08	2.12
人口	128,073	126,123	125,165	124,299	123,299

(2) 利用状況

○貸出点数

年度	25	26	27	28	29
貸出点数	372,959	378,268	367,220	356,026	348,127
人口一人当たりの 貸出点数	2.93	3.00	2.93	2.86	2.83

○登録者数

年度	25	26	27	28	29
登録者数	47,684	49,414	46,326	44,881	43,490

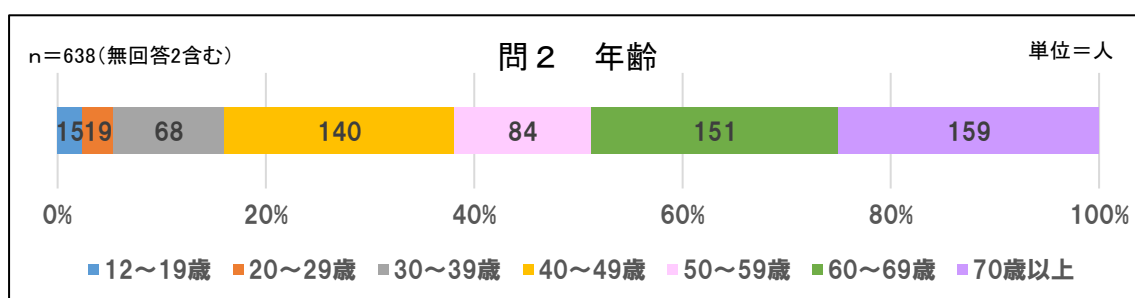
3. 図書館のサービスに関するアンケート調査の結果・分析

図書館の利用状況やサービスに関する要望を把握するため、平成30年3月に、市立図書館において利用者アンケート調査を実施しました。

※ 各設問の調査結果は、資料編に記載しています。

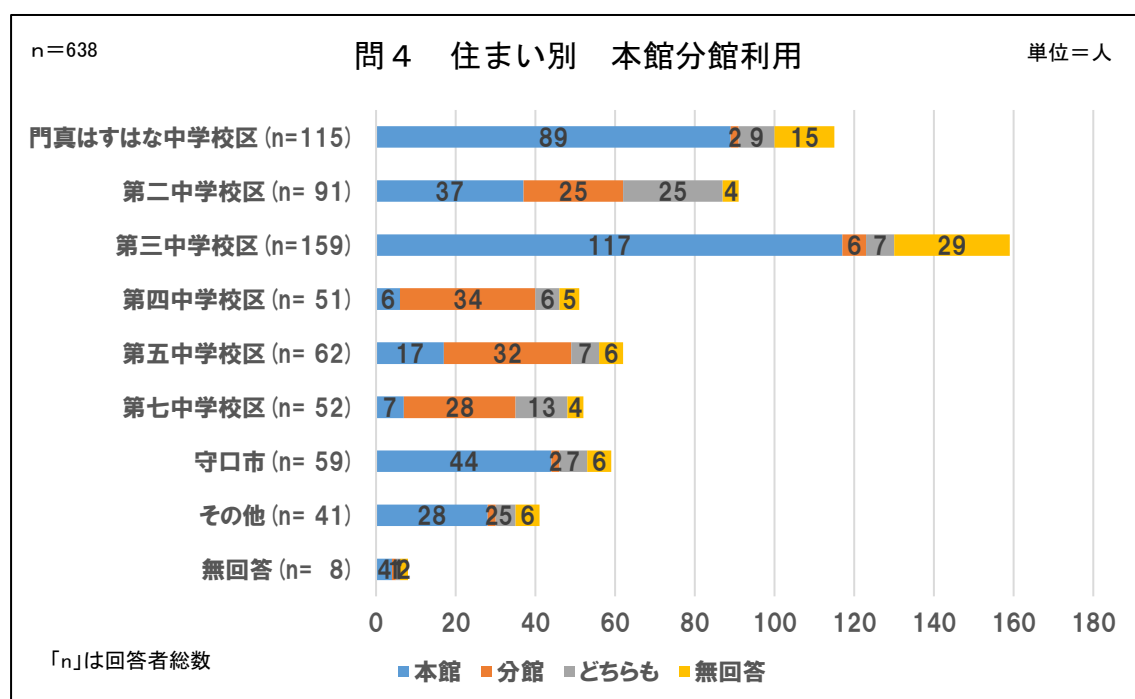
利用者(回答者)について

回答者数638人(無回答3人)の内、男性248人、女性387人と女性が多くなっています。年齢は、70歳以上が最も多く159人、60歳代で151人と年齢層が高くなっています。次いで40歳代が140人、50歳代が84人と続きます。家族構成は、親子世帯が最も多く221人、三世帯も45人いることから子どもがいる世帯が多くなっています。

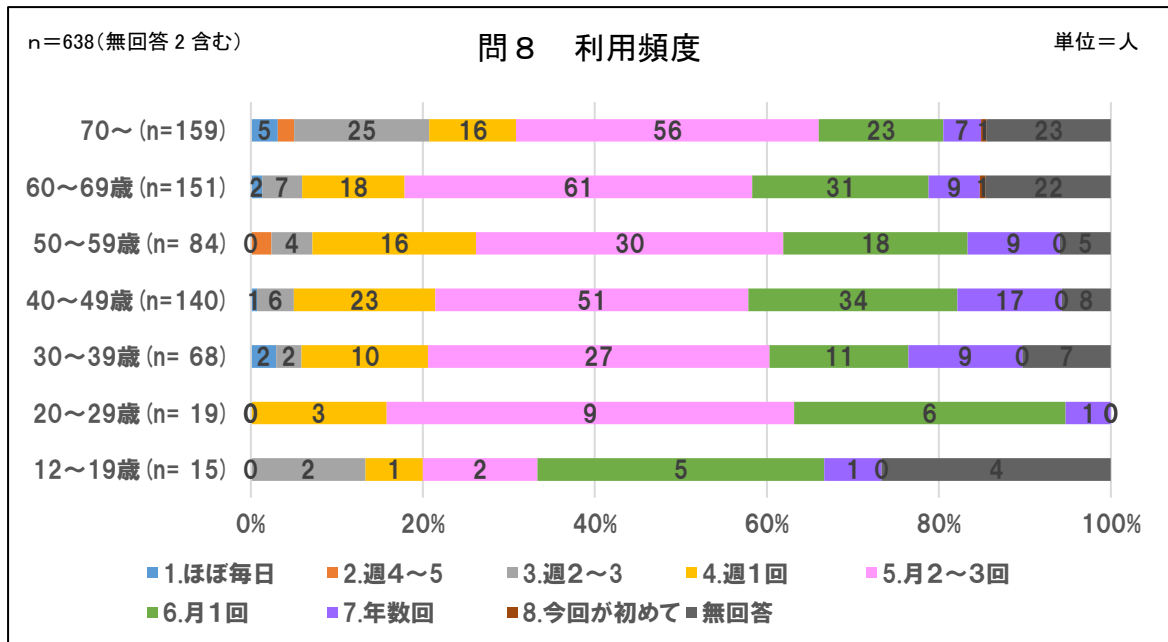


図書館の利用状況について

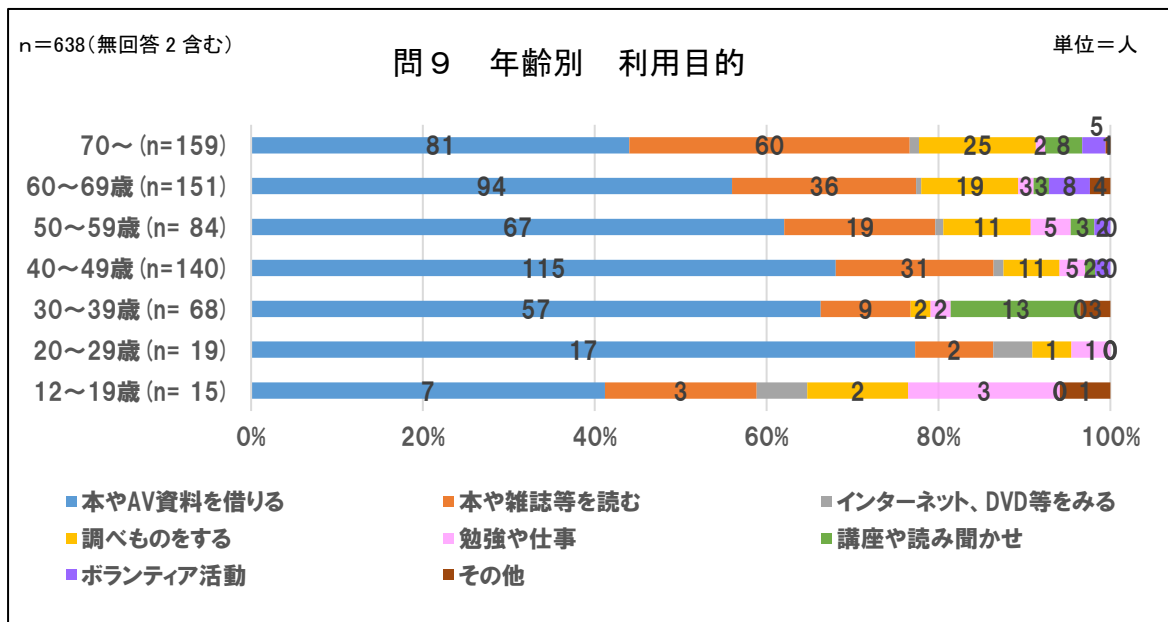
主に利用する館としては、本館が349人、分館が132人、どちらもと答えた方は80人、居住地別にみると本館、分館ともに近隣の住民が利用していて、守口市を含む他市住民の利用は利便性がよいことから本館が多くなっています。



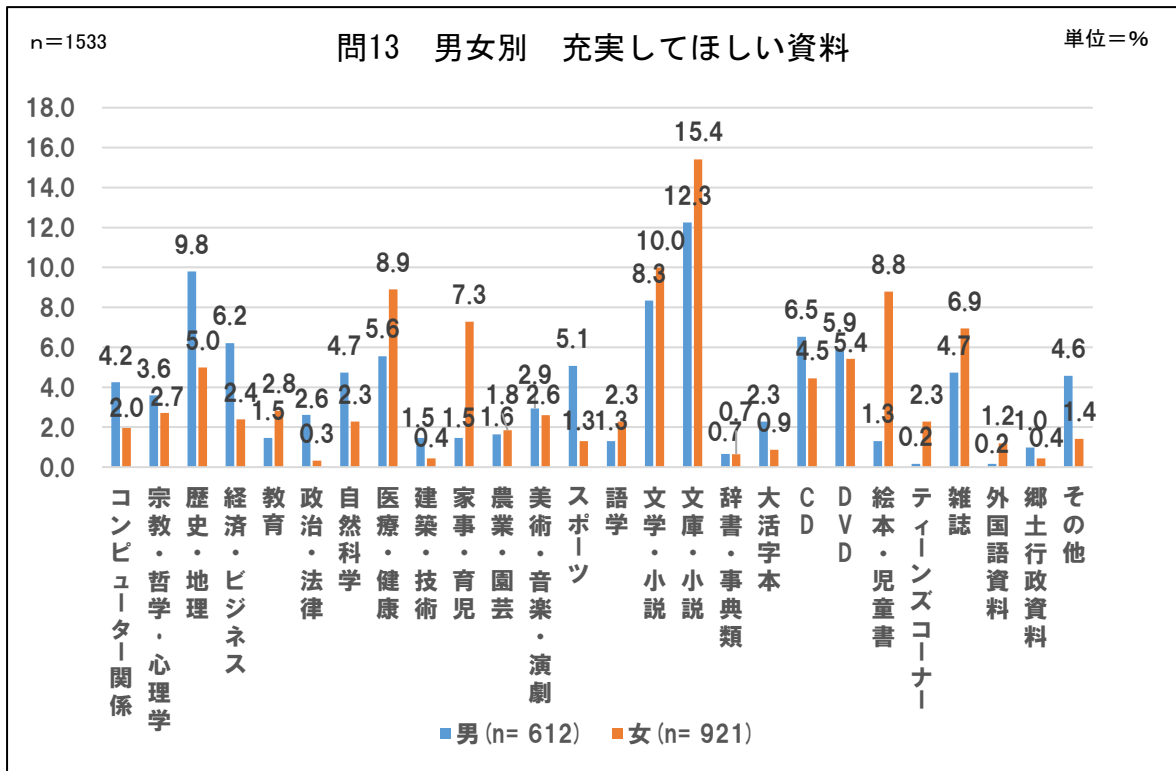
利用頻度は、ほぼ毎日から月1回程度来館している人が8割を占めていることから、習慣化していると考えられます。



年齢が高くなるとともに、本などを借りるだけでなく、館内で読むことが目的となる割合が増加しています。10代は、調べ物や勉強が高くなっています。



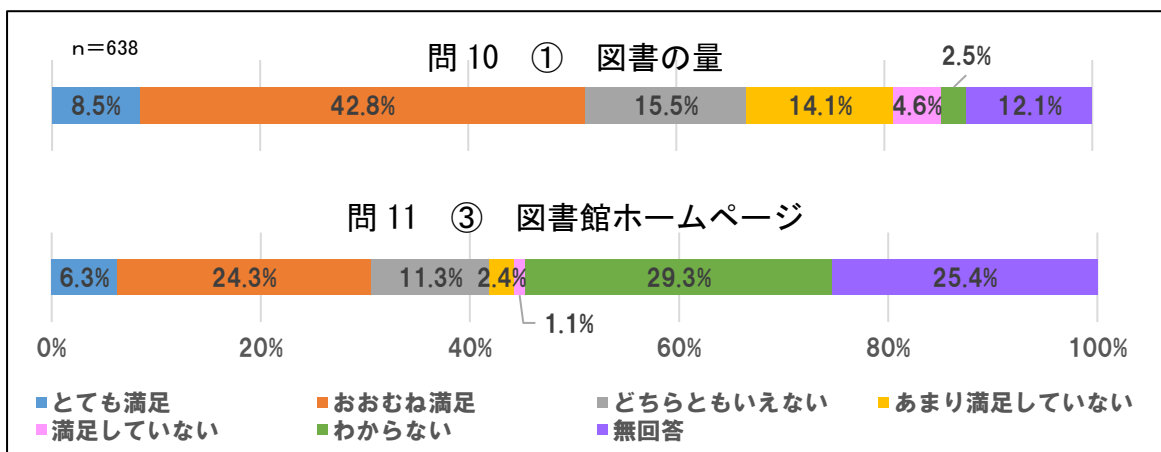
男女ともに、文庫・小説、文学が高くなっています。女性で次に高くなっているのは、医療・健康、絵本・児童書、となっていて、雑誌も高くなっています。男性は、歴史・地理が高くなっていて、経済・ビジネスにも男女差がみられます。



図書館の事業内容やサービスについて

図書の量は、2割の方が満足していないと回答しています。開館時間や貸出冊数・期間は7割の方が満足しているものの、図書館ホームページなどその他のサービスについては無回答、わからないの割合が多くなっています。

職員の対応については、8割の方が満足しているとなっていて、今後も図書館を利用したい方は9割以上となりました。



4. 図書館の課題

図書館を取り巻く環境や現状、サービスに関するアンケート調査結果をふまえ、図書館が抱える課題は次のとおりです。

(1) 所蔵資料の増加に伴う書架不足・貸出数の減少

所蔵資料は、司書の選書により購入、寄贈受入、廃棄を行っています。蔵書数は年々増加していますが、日本十進分類法に基づき限られたスペースの中で配架を行うなか分類によっては書架が不足している状況となっています。

また、市民一人当たりの貸出点数は、本の貸出冊数を10冊から15冊に変更したことで平成26年度は増加しましたが、それ以降は減少しています。

こういったことから、書架の工夫や来館を促すサービスの向上をめざすことが必要となります。

(2) 利用者の年齢や校区ごとの利用に偏りがある

利用者の年齢は、高齢者の方が多くなっていて、ヤングアダルト世代(主に10代)の利用は少なくなっています。次に多い40歳代、30歳代の利用は親子での利用が多くなっていることが考えられます。

居住地別にみると、本館の近隣校区の利用は多くなっていますが、他の校区の利用が少なくなっています。

今後は、利用の少ないヤングアダルト世代や働く世代に対する取組を行うことや、図書館から遠い地域への取組を行うことで図書館をより身近に感じてもらうことが必要となります。

(3) 情報提供が不足している

図書館サービスについては、開館時間や貸出期間・冊数以外の回答において、「わからない」と回答されている方の割合が、どの項目においても3割を超えています。この結果から、行事やサービス内容についての周知不足が考えられます。

今後は、行事やサービス内容などの取組において、さらに工夫を凝らして周知していくことと、さまざまな情報提供をすることが必要となります。

第3章 基本理念と基本方針

1. 基本理念

～ひろがる世界 未来につながる図書館へ～

図書館は、乳幼児から高齢者までのすべての人が平等に利用できる施設であり、「本と人」、「人と人」が会う場、そして、次代を担う人材育成の「場」となります。

- ☆誰でも本や資料・情報と出会い活用できる場
- ☆気軽に立ち寄ることのできる市民の交流や憩いの場
- ☆本を通じてより多くの人を知り、本を通じて活動の輪が広がる場
- ☆次代を担う人を育成する役割の場

となることを、現在の図書館は求められています。

人は、本を通じて、多くの知識を得るとともに、各々の新しい世界や可能性がひろがり、将来への希望を持てるようになります。本を仲立ちとして人と人をつなぐなど、本は生きるうえで欠かせないものです。

本計画では、図書館が市民の読書活動を支援することに加え、未来を切りひらくための学習の場であり、すべての人に対して生涯学習を支援しつつ、次代を担う人を育成する役割の場となることをめざし、「ひろがる世界 未来につながる図書館へ」をキャッチフレーズとして、市民の知の拠点となることをめざします。

2. 基本方針

基本理念の実現のために次の3つの基本方針に基づき、計画をすすめます。

(1) 役立つ情報を提供する図書館

利用者の調査・研究を支援するために必要な情報を整備するとともに、多様化する地域や利用者のニーズに対応しながら、社会情勢や生活の変化に応じた各分野の情報の収集・提供を行う。

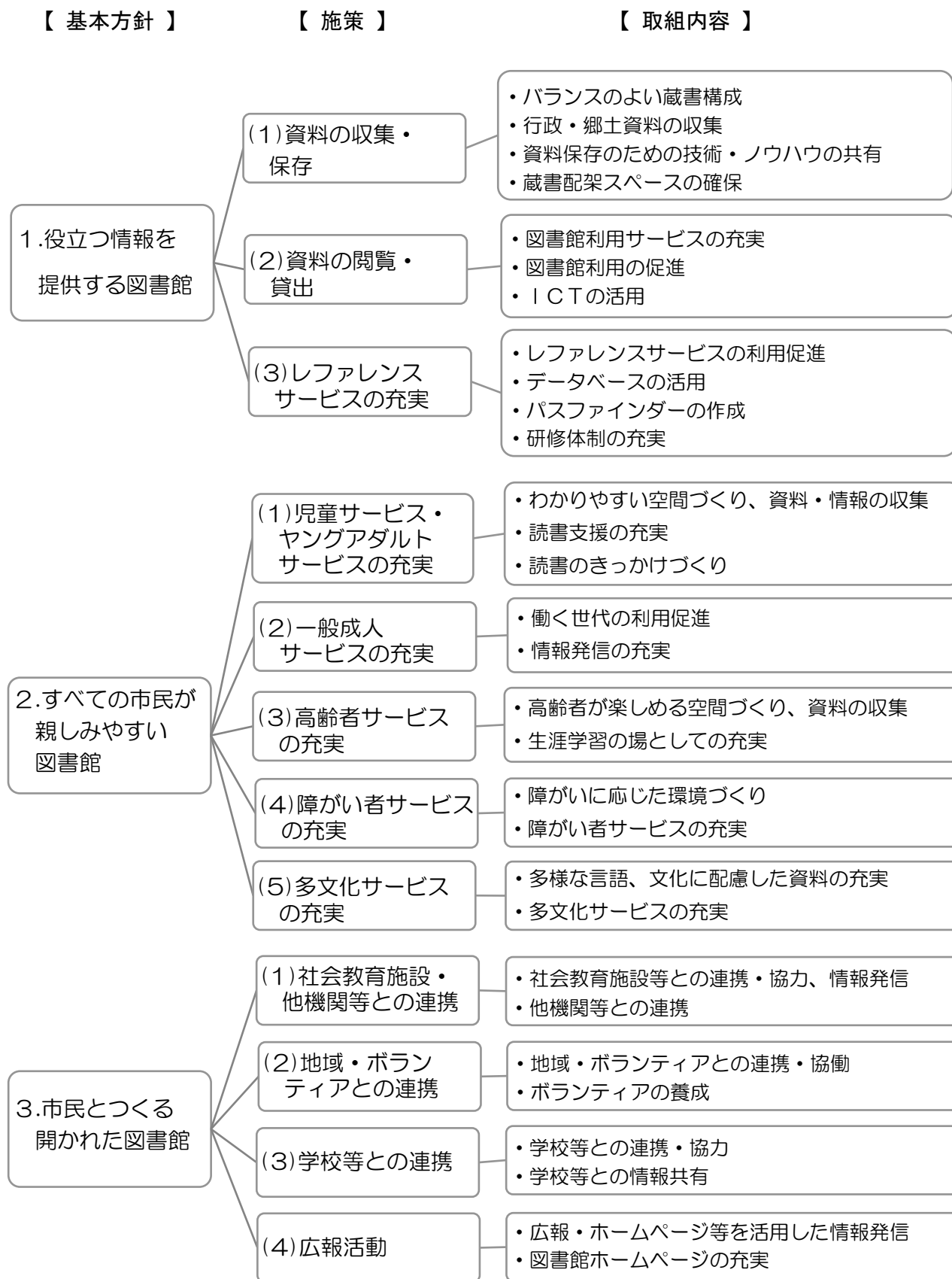
(2) すべての市民が親しみやすい図書館

乳幼児から高齢者まで、障がい者や外国人を含んだすべての人が利用しやすい環境を整備し、親しみやすい図書館となるよう利用者に応じたサービスを提供する。

(3) 市民とつくる開かれた図書館

社会教育施設、国立国会図書館等の他機関と連携をとり、市民が情報にアクセスしやすい環境づくりや読書環境を充実させ、図書館と市民がつながり市民の活動を支援するとともに市民どうしがつながる場となるような取組を行う。また、学校との連携を密にし、子どもの読書意欲向上を図る場となるような取組を行う。

3. 計画の体系



第4章 施策と取組

基本方針1 役立つ情報を提供する図書館

図書館は、個人の趣味や教養を広げ深めるだけでなく、生活の中にある様々な課題を解決するためにも、必要な時に知りたい情報を手に入れることのできる地域の情報拠点である必要があります。

そのために、必要な情報を整備するとともに、多様化する地域や利用者のニーズに対応しながら、社会情勢や生活の変化に応じた各分野の情報の収集・提供を行い、利用者の知的探求及び課題解決を支援します。

【現状と課題】

資料提供サービス

- 資料の収集については、司書数名がそれまでの経験やカウンターでの利用者との対話、書評やメディア情報などを参考に選書を行っています。蔵書の偏りが生じないためにも、蔵書構成を把握し、継続したスキルアップが重要となります。
- 保存資料のうち、保存環境や紙の質、製本の方法などにより劣化や損傷が見られる状態のものがあります。使用頻度が高い資料や買い直しができない資料については、特に迅速な対応が必要となります。
- 資料の整備については、所蔵資料の貸出回数や汚損・破損状況等を踏まえたうえで廃棄処理を行っており、除籍された図書や雑誌等で利用可能なものは、市内の団体や個人に無償譲渡する「本のリサイクル市」を開催し、読書活動の推進に資するとともに、リサイクル意識の向上を図っています。今後は、年々増え続ける所蔵資料に対し、収蔵力不足を解消するため保管方法の見直しについて検討する必要があります。

情報サービス

- 図書館2階には参考資料室を設置しており、資料検索や調査相談等、常時相談を受け付けています。対面以外でも電話による相談や図書館ホームページから相談を受け付け、メールで回答をする「eレファレンスサービス」も行っています。また、質問・相談に対して図書館の所蔵資料では回答ができない場合については、他の専門機関などを紹介しています（レフェラルサービス）。参考資料室でのサービスは図書館開館当初より行っていますが、まだまだ認知度が低いのが課題となります。

○図書館のインターネット情報検索用パソコンにて閲覧・視聴が可能な国立国会図書館の「デジタル化資料送信サービス¹」及び「歴史的音源配信サービス²」についても、サービス開始当初から利用頻度が低い傾向があります。アンケート調査の結果からも分かるように、取組自体の認知度が低いことが、利用者が増えない原因の一つと考えられます。

○行政・郷土資料については、同系統の調査相談を多数受けますが、必要な情報に辿り着くまでに時間を要する場合もあり、資料を特定しやすくするための資料の整備が必要となっています。

【施策と取組】

(1) 資料の収集・保存

■バランスのよい蔵書構成

利用者の特性やニーズ、蔵書の構成などを考慮し、幅広い分野でバランスのよい蔵書構成をめざします。また、著者の思想的、宗教的、政治的立場にとらわれることなく、所蔵する資料の構成や書評、話題性、利用者からの意見などを参考とし、資料を収集します。選書を担当する司書は、あらゆる媒体における情報収集等、日々自己研鑽を重ね、更なる選書力の向上をめざします。

■行政・郷土資料の収集

市の行政資料や文化的価値のある郷土資料は、図書館が収集・記録・保存を行い、後世に残していく責務を負っています。他部署や関係団体に働きかけ、連携・協力し、収集に努めます。

■資料保存のための技術・ノウハウの共有

いつでも利用者に提供できるように、資料の修理や保存のための技術・ノウハウを職員全員で共有し、日常的に適正な方法で予防対策や修理を行います。

■蔵書配架スペースの確保

蔵書の絞り込みを行い、限られたスペースの中で必要な資料を適正に保存するための配架方法を検討します。また、貸出数を増加させ、必然的に書架に余裕を持たせるために、行事や展示会など利用を促進するための取組を進めます。

(2) 資料の閲覧・貸出

■図書館利用サービスの充実

当館に所蔵している資料はもちろん、所蔵していない資料についても他図書館から手配、提供し、利用者が充実した読書機会を持つことをめざします。

¹ 国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、昭和43年までに受け入れた図書や震災・災害関係資料など、絶版等の理由で入手が困難な資料について、公共図書館で画像の閲覧等の利用ができるサービスです。

² 1900年初頭から1950年頃までに国内で製造された歴史的・文化的資産である初期のレコード等に収録された音楽・演説など約5万の歴史的音源を配信するサービスです。

■図書館利用の促進

資料の閲覧や貸出を促進するには、まず、その本に興味を持ち、手に取ってもらう必要があります。そのきっかけづくりとして、季節やテーマごとの展示、POP等を使った魅力ある棚づくりなどを行い、利用者の興味を引き、自然と本に出会える図書館をめざします。

■ICTの活用

ICタグ³の活用で資料の効率的な管理を行い、自動貸出機や予約棚の導入により利用者の利便性を向上させるなどICT技術を取り入れた施設整備を検討します。

(3) レファレンスサービスの充実

■レファレンスサービスの利用促進

館内表示など環境を整備し、レファレンスサービスや参考資料室の機能など全般的な市民へのPRはもとより、国立国会図書館の「デジタル化資料送信サービス」や「法情報総合データベース⁴」等のサービスについても、市民だけではなく市内の学校へのアプローチなど多方面に向けたPRを積極的に行います。

■データベースの活用

蓄積された門真市関連記事やレファレンス事例集の活用に努めます。また、レファレンスサービスの質を高めるため、新聞記事データベースの導入を検討します。

■パスファインダーの作成

調査を行う際に役立つ資料を分かりやすくまとめたパスファインダー（調べ方案内）の作成を通じて、利用者の課題解決支援に努めます。

■研修体制の充実

司書は、あらゆる分野のレファレンスに対応できるよう、外部研修会等に参加し、継続的に能力の向上を図ります。また、経験や知識、ノウハウの共有化を行います。

ーレファレンスサービスとは？ー

資料や情報を求めている利用者へ情報や情報源を入手できるように手助けをするサービスであり、質問に対して回答を提供する質問回答サービスと、資料の維持・管理、各種情報源の作成などの準備サービスに分けられます。

³ 電波を受けて動く小型の電子装置の1つで、複数冊の本のデータを一括で処理できるため貸出や蔵書点検の効率化を図れます。

⁴ 現行法規や判例等の法情報が融合した1つのキーワードから法令・判例・文献の関連情報を検索できるデータベースです。

基本方針2 すべての市民が親しみやすい図書館

乳幼児から高齢者まで、障がい者や外国人を含んだすべての人が利用しやすい環境を整備し、親しみやすい図書館となるよう利用者に応じたサービスを提供します。

【現状と課題】

○テーマ展示、新刊案内掲示、読書手帳などの読書支援や、子ども向けとして、おはなし会、一日図書館員、えほんのひろば、大人向けとしてボランティア養成講座、書庫開放、音楽会など図書館を身近に感じ、読書へ誘う行事を開催しています。今後は、現状として利用が少ない中高生を含めたヤングアダルト世代、働く世代の来館を促し図書館の利用を促進するためのサービスの向上が必要です。

○高齢者や障がい者が利用しやすい環境となるよう、わかりやすく掲示することや、大活字本コーナー、LLブックコーナー⁵を設置しています。また、拡大読書器や、読みたい行の両隣の行を隠して読むことができる読書補助具、聴覚障がい者の方が筆談できるよう磁気式メモボードを導入しています。文字を読むことが不自由になった方には、対面朗読や録音図書等の郵送貸出を行っています。これらのサービスを通して、すべての市民が利用したくなるような親しみやすい図書館になることが望まれます。

【施策と取組】

(1) 児童サービス・ヤングアダルトサービスの充実

■わかりやすい空間づくり、資料・情報の収集

書架表示や掲示物の工夫によって明るく親しみやすい雰囲気づくりを行い、発達段階に応じた資料を収集し、子どもの読書意欲や探求心に応えることができる蔵書の構築を行います。

■読書支援の充実

子どもたちの読書意欲を高めるため、季節ごとのテーマ展示やブックリスト、読書手帳などを活用します。

■読書のきっかけづくり

ボランティアと連携して、おはなし会など子どもが気軽に参加でき、楽しく、図書館を訪れるきっかけとなるような行事の充実を図ります。また、ヤングアダルト世代の来館を促すための行事や、ティーンズコーナーの充実、SNS⁶による情報の発信を検討していきます。

⁵ 誰もが読書を楽しめるよう写真や絵・絵文字・短い言葉などで構成された本（LLブック）を集めたコーナーです。

⁶ SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）のことをいい、代表的なものとしてフェイスブックやツイッターなどがあげられます。

(2) 一般成人サービスの充実

■働く世代の利用促進

働く世代の来館を促すため、国立国会図書館の「デジタル化資料送信サービス」や「法情報総合データベース」の活用講座などの実施を検討します。

■情報発信の充実

ビジネス支援のための資料や、蓄積された参考資料を活用してもらうため図書館ホームページや SNS を導入するなどして、情報発信をします。

(3) 高齢者サービスの充実

■高齢者が楽しめる空間づくり、資料の収集

アンケート結果によると、高齢者の4割が利用目的として館内で過ごすことが多いことから、読書を楽しむことができるような空間づくりの工夫を行います。また、大活字本や大きな文字で書かれた本の収集に努めます。

■生涯学習の場としての充実

高齢者の関心の深い健康や認知症などのテーマに基いた講座や展示を企画、開催します。また、読書活動のサークルやボランティア活動などの場を提供します。

(4) 障がい者サービスの充実

■障がいに応じた環境づくり

拡大読書器や、読書補助具、聴覚障がい者の方が筆談できる磁気式メモボードなどを活用し、体が不自由な方が図書館を利用しやすい環境をつくりま。

■障がい者サービスの充実

ボランティアによる対面朗読の周知を行い、音声ガイドと字幕がついたバリアフリー上映会や手話通訳がある講演会の開催などを企画、検討していきます。

(5) 多文化サービスの充実

■多様な言語、文化に配慮した資料の充実

日本語以外の言語を母国語とする市民に対し、情報や知識が得られるよう、資料の収集に努めます。

■多文化サービスの充実

多様な言語を用いた行事の開催や、関連する行事等の開催を検討します。

基本方針3 市民とつくる開かれた図書館

地域の情報拠点として、必要に応じて他機関等と連携をとり、市民が情報にアクセスするための環境を充実させます。また、図書館と市民がつながり市民の活動を支援するとともに、市民どうしがつながる場となるような取組を行います。

【現状と課題】

- 社会教育施設、関連部局、国立国会図書館等の他機関と連携し、行事に関する資料やチラシ、また、関係資料等を館内に展示し周知に努めています。今後は、積極的に連携・協力することにより、様々なサービスを展開していくことと、地域の情報拠点として、社会教育施設・他機関、地域等の情報を収集、保存、発信することが必要です。
- 本市で対応できないリクエストについては、国立国会図書館や府内図書館等との相互貸借や、専門性の高い資料は大学図書館の協力によって資料提供に努めています。予約・リクエストサービスについては、認知度を高める周知の工夫が必要です。
- 読み聞かせ等のボランティアが活躍しています。地域や学校等においても、地域人材を活用し読書支援活動を行っています。地域人材がより多くの機会や場所で活躍できるように、人材の活用策について講じるとともに、新たな人材の確保が重要となってきます。
- 学校と連携し、子どもの読書活動推進のため、平成28年度から学級文庫配本事業を行っています。また、学校図書館司書との連絡会等を開催し、司書による研修、情報交換・情報共有を行っています。学校支援サービスを活用してもらうためにも、学校図書館司書や司書教諭等がスキルアップできる研修や情報提供が必要です。
- 「広報かどま」や市ホームページ、図書館ホームページを活用するほか、新刊案内、図書館だより等を発行し情報発信しています。また、新着案内サービス（メールマガジン配信）を行っています。アンケート調査によると、図書館ホームページやインターネットからの蔵書検索などについて「わからない」と回答した人が約3割を占めているため、利用方法について周知する必要があります。

【施策と取組】

(1) 社会教育施設・他機関等との連携

■社会教育施設等との連携・協力、情報発信

歴史資料館、門真市民プラザ等市内社会教育施設や関連部局と連携・協力し、関連事業の企画、展示を行うなど、情報発信や読書推進に繋がる事業を展開します。

■他機関等との連携

国立国会図書館、府内図書館、大学図書館等と連携し、利用者の求めに応じた資料提供を行うとともに、情報発信に努めます。

(2) 地域・ボランティアとの連携

■地域・ボランティアとの連携・協働

地域・ボランティアとの連携・協働により、市民が図書館へ来館するきっかけとなるような事業を検討します。

■ボランティアの養成

ボランティアの技術向上につながる講座の開催などを行いつつ、新たな人材確保のために活動に興味を持ってもらえるような機会を利用し広く周知を図ります。

(3) 学校等との連携

■学校等との連携・協力

学校等と連携・協力し、学級文庫配本事業、図書館見学や図書館から遠い学校での「えほんのひろば⁷」開催、また、職業体験、学校訪問などの取組を行います。

■学校等との情報共有

学校図書館司書との連絡会等を開催し、研修や情報交換、情報共有を行い、子どもの読書活動の推進を図ります。

(4) 広報活動

■広報・ホームページ等を活用した情報発信

「広報かどま」や市ホームページ、図書館ホームページを活用するほか、SNSでの情報発信を検討するなど広報活動に努めます。

■図書館ホームページの充実

多くの市民が利用できるように、魅力があり、わかりやすい情報発信を行うなど、ホームページの充実を検討します。

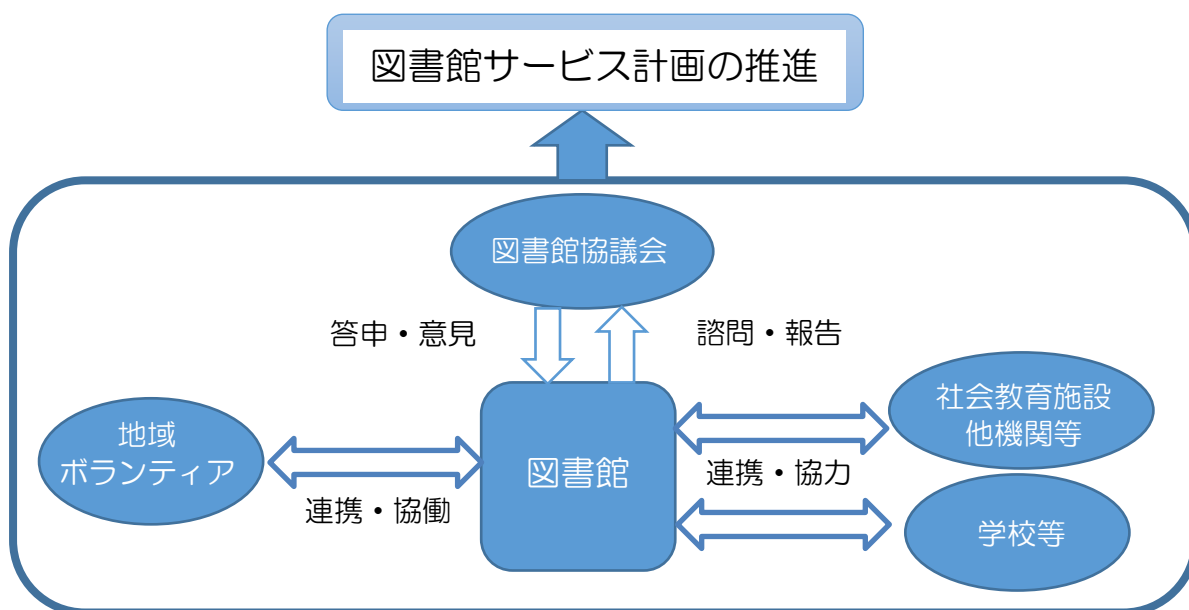
⁷ 約 300 冊の絵本や写真集を本の表紙が見られるように面展台上に並べ、子どもたちが自由に本に触れることができる場。

第5章 計画の実現に向けて

めざす図書館像に近づくためには、市民の要望や社会の変化に柔軟に対応し、本計画で提示した施策の取組を計画的に推進します。

1. 計画実現のための体制

図書館においては、計画の具体化に向けて関係部局をはじめ、関係する機関や地域・ボランティアと十分に連携を図りながら計画を推進していきます。



2. 計画の進捗管理

本計画に提示した取組の進捗状況に関する定期的な点検及び評価を行います。また、必要に応じて図書館協議会に新たな課題に対する意見を聴取し、よりよい図書館サービスに繋げるための改善策を検討します。

3. 財政措置

国・府の補助金等の活用を視野に入れ、本計画に提示された施策を実施するために必要な財政措置を講ずるよう努めます。

資料編

1. アンケート調査結果

図書館のサービスに関するアンケート調査（中学生以上）結果

<調査の目的>

図書館利用状況やサービスに関する意見等をお聞きし、図書館が利用しやすく、市民の皆さんの暮らしにより一層役立つ施設となるよう、サービスの向上を目的として調査を行いました。

<調査対象者>

門真市立図書館（本館・分館）来館者

<調査時期>

平成30年3月4日から5月31日まで

<回収結果>

	配布数	回収数	回収率
本館	700	487	69.5%
分館	300	151	50.3%
計	1,000	638	63.8%

<調査の見方>

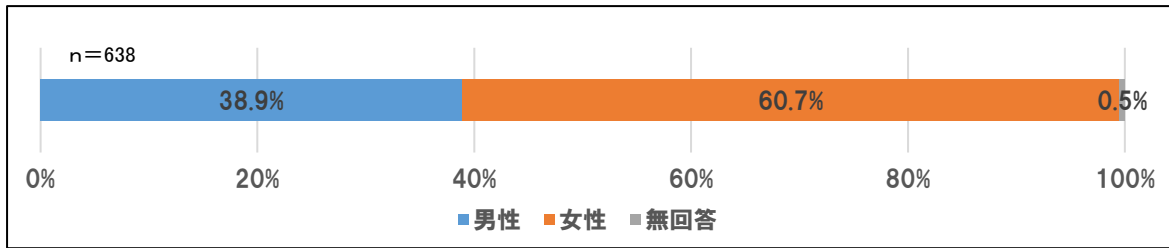
(1) 比率は全て百分率(%)で示し、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しています。

そのため、比率の合計が、100.0%にならない場合があります。

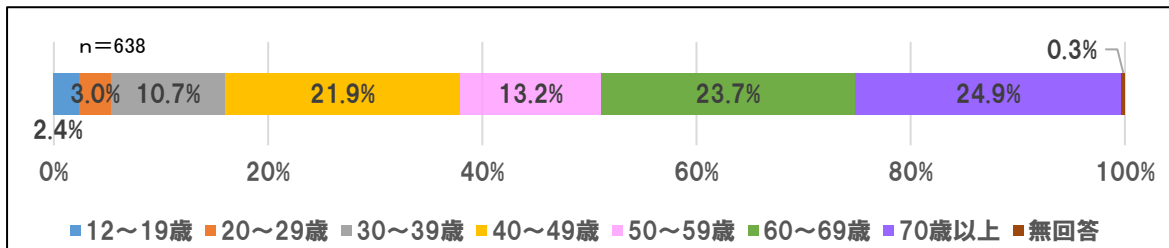
(2) 図表中の「n」とは、当該設問に対する回答者総数（無回答も含む）です。

1.あなた自身のことについてお聞きします。

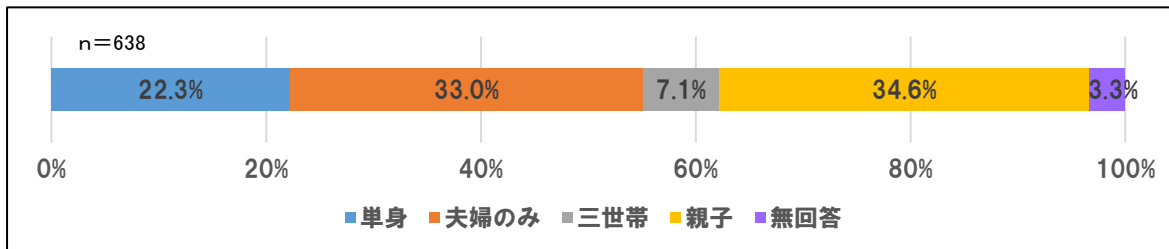
問1.性別（1つに○）



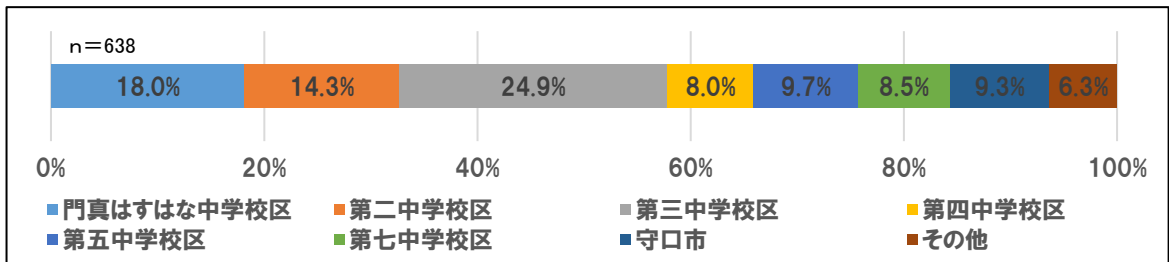
問2.年齢（1つに○）



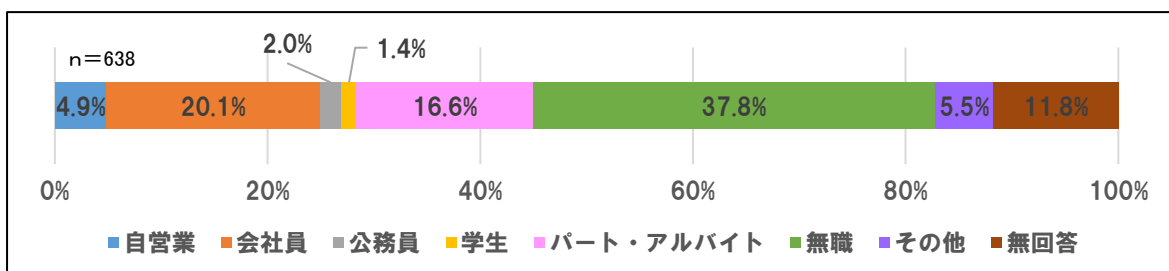
問3.家族構成（1つに○）



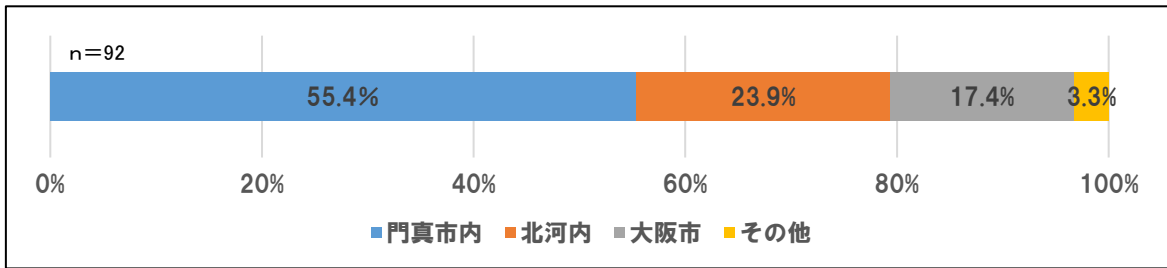
問4.お住まい（1つに○）



問5.職業（1つに○）

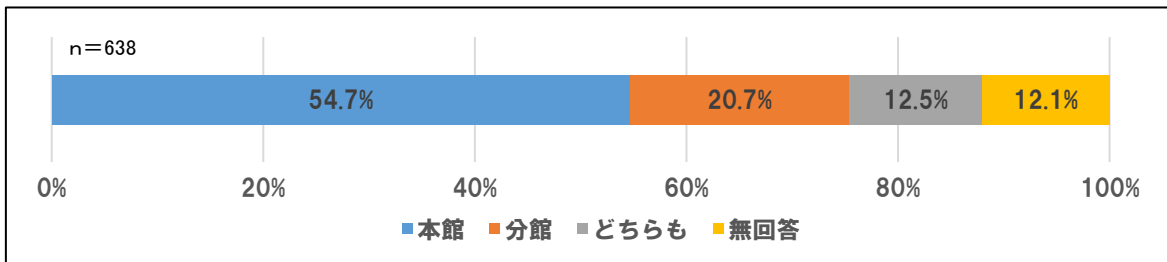


問6.問4で「守口市」、「その他」と答えた方にお尋ねします。あなたの勤め先や学校の場所は。(働いている方・学生の方のみ記入)(1つに〇)

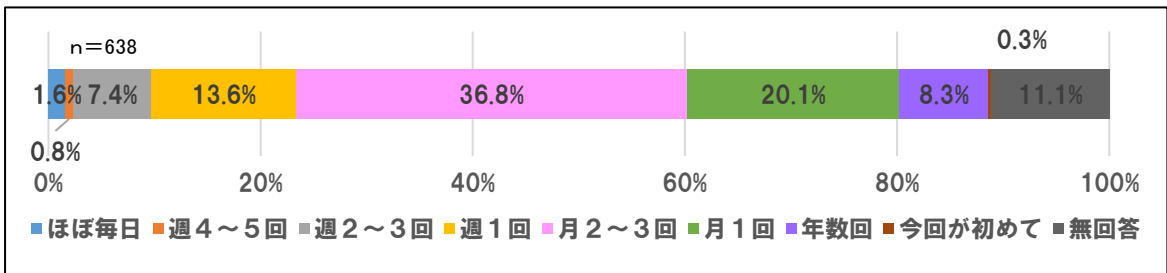


2.図書館の利用状況についてお伺いします。

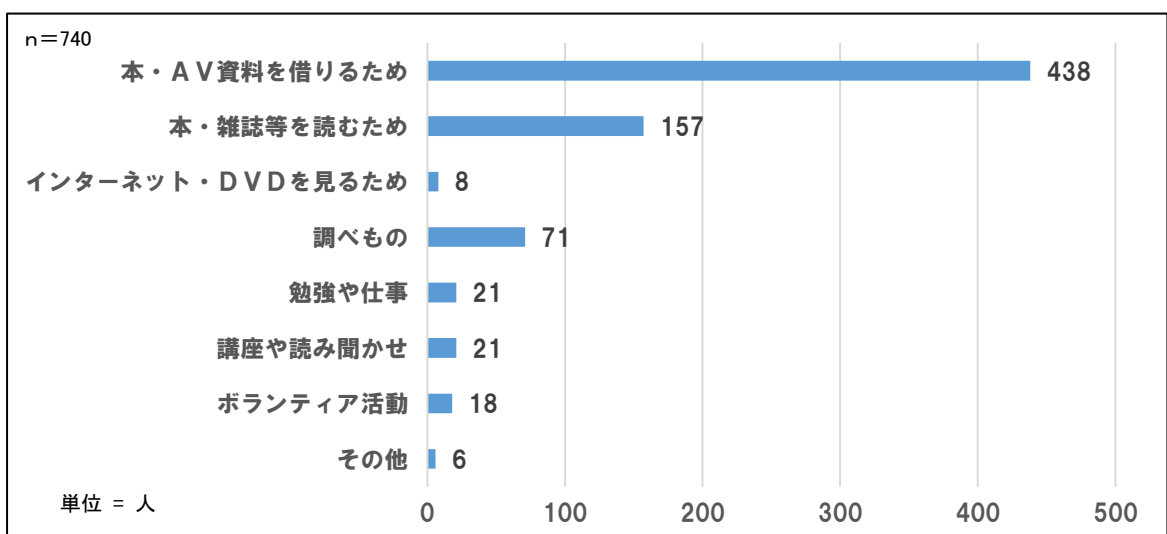
問7.主にどの館を利用していますか。(1つに〇)



問8.あなたは図書館をどの程度利用していますか。(1つに〇)



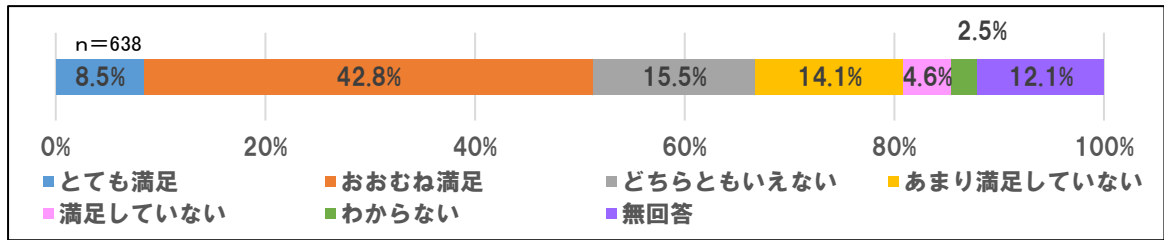
問9.あなたが図書館を利用する主な目的は何ですか。(〇はいくつでも)



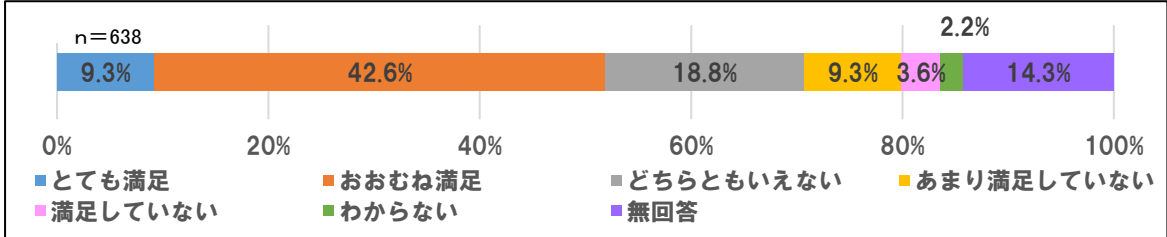
3. 図書館の事業内容やサービスについてお伺いします。

問 10. 「図書館の資料の所蔵状況」について、どのように感じていますか。

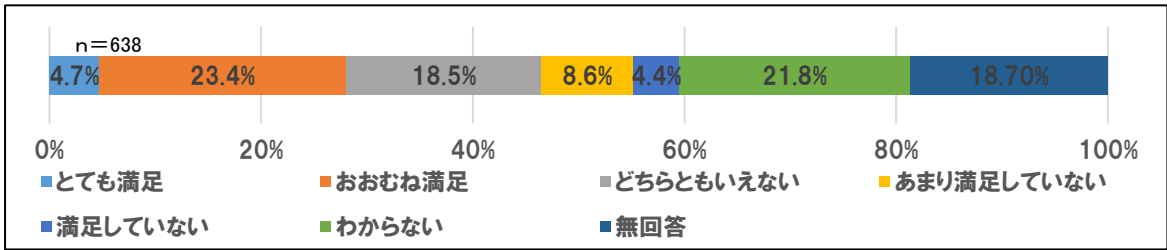
① 図書の量



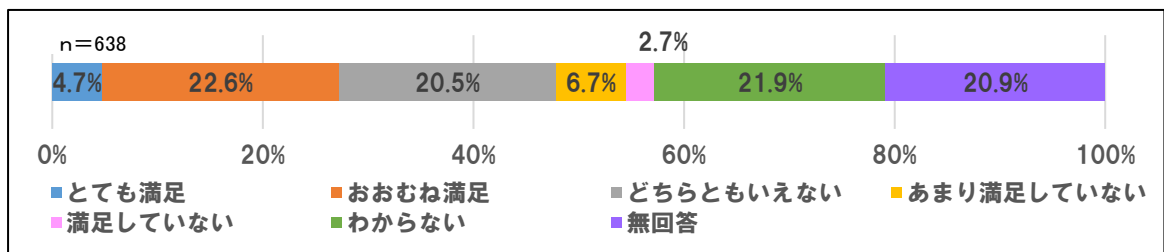
② 図書の質



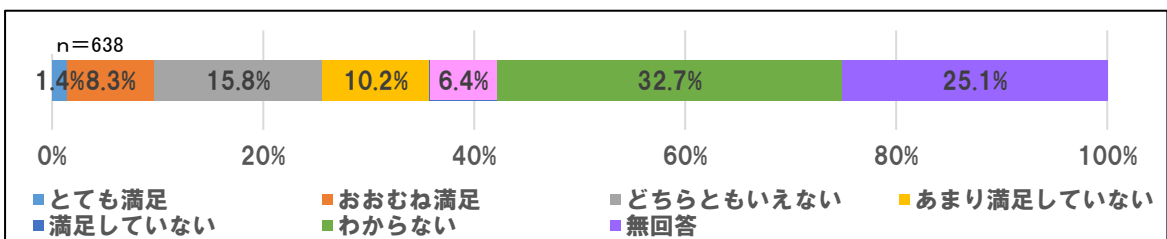
③ 雑誌の量



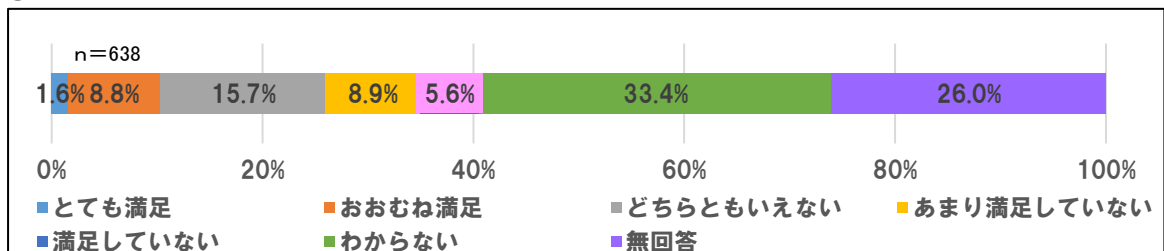
④ 雑誌の質



⑤ CD・DVD（視聴覚資料）の量

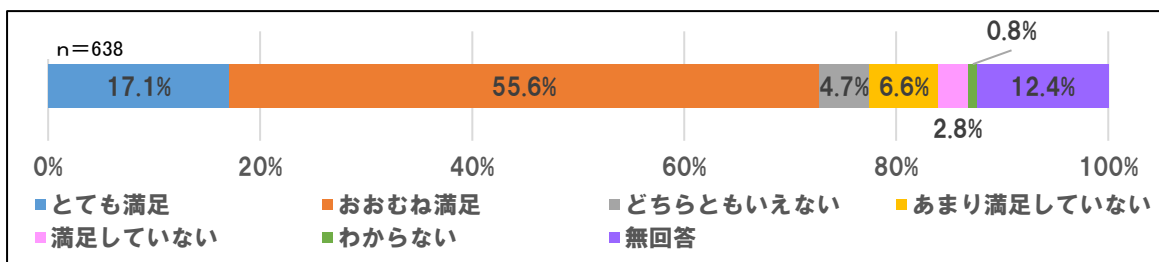


⑥ CD・DVD（視聴覚資料）の質

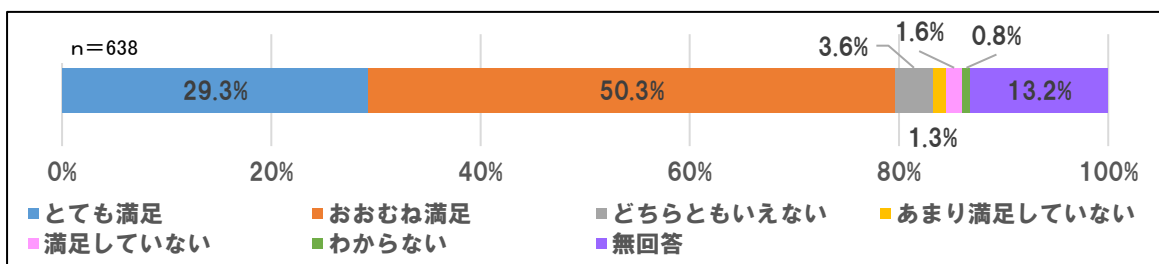


問 11.「図書館サービス」について、どのように感じていますか。

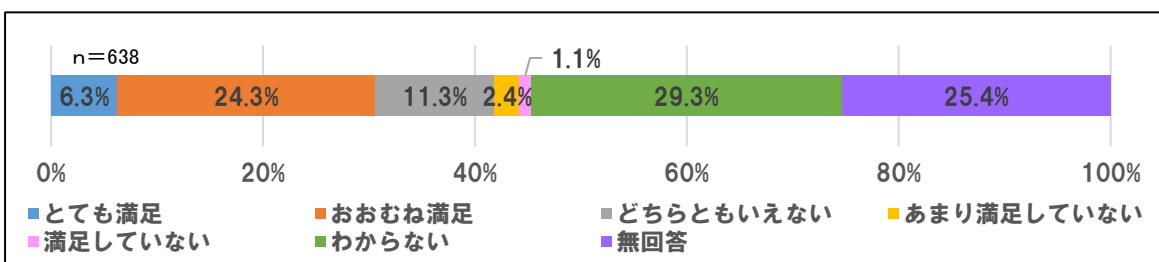
①開館時間



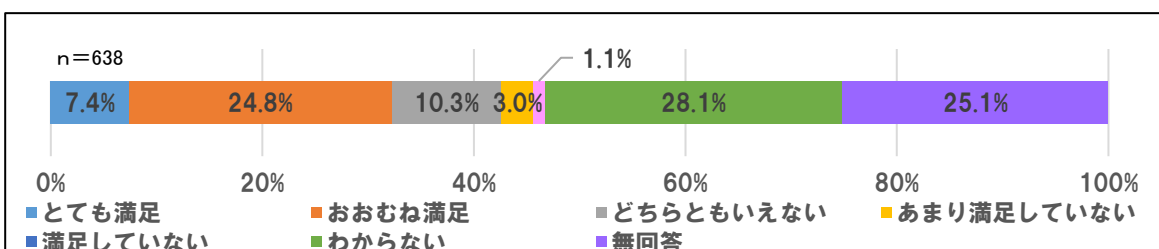
②貸出の冊数・期間



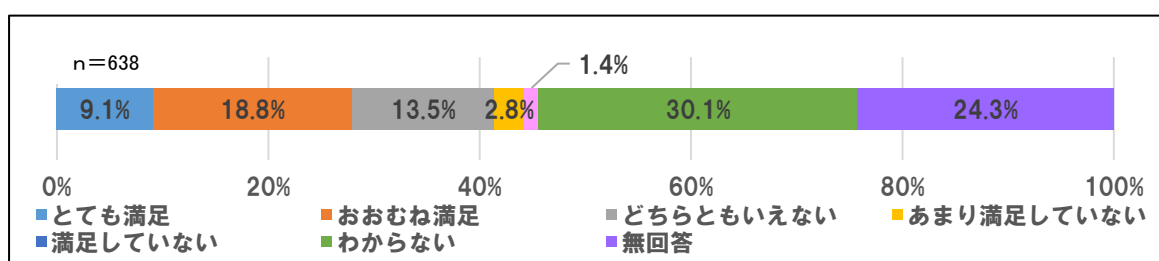
③図書館ホームページ



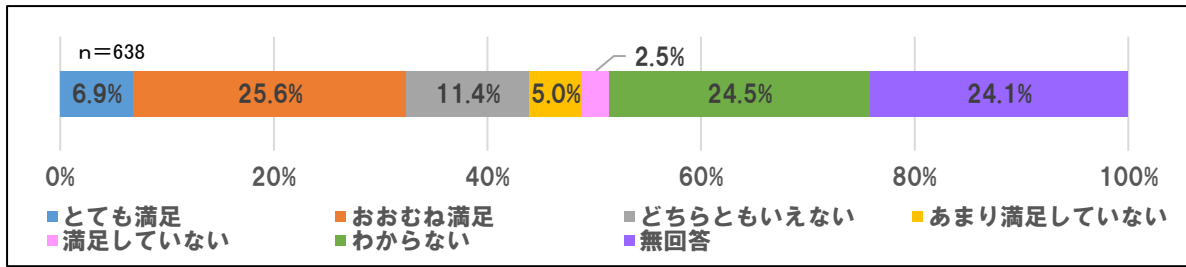
④インターネットからの蔵書検索



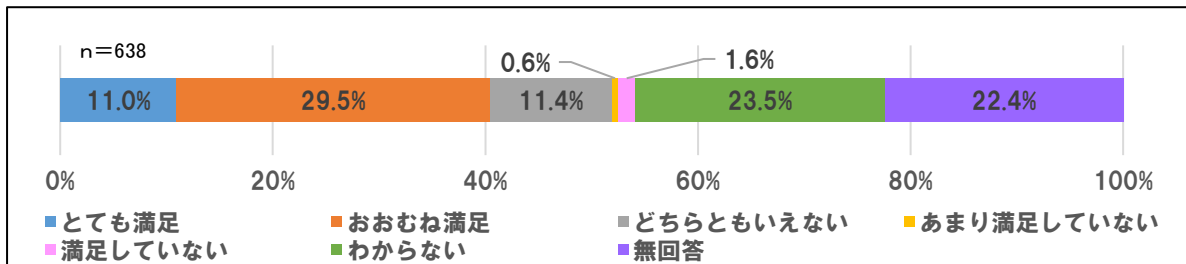
⑤他市の図書館との相互利用



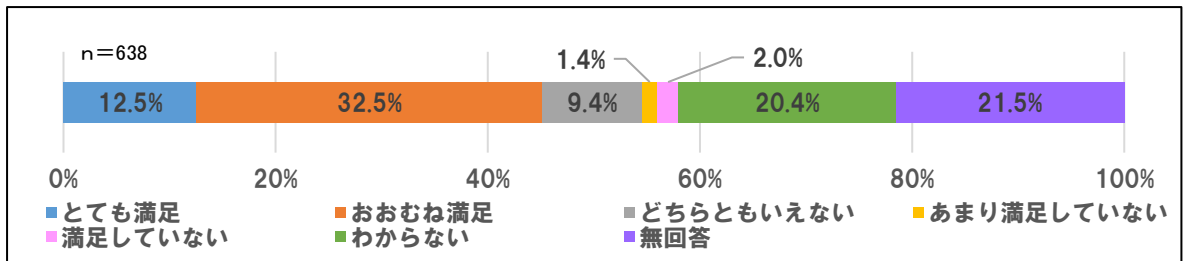
⑥館内にある利用者端末での蔵書検索



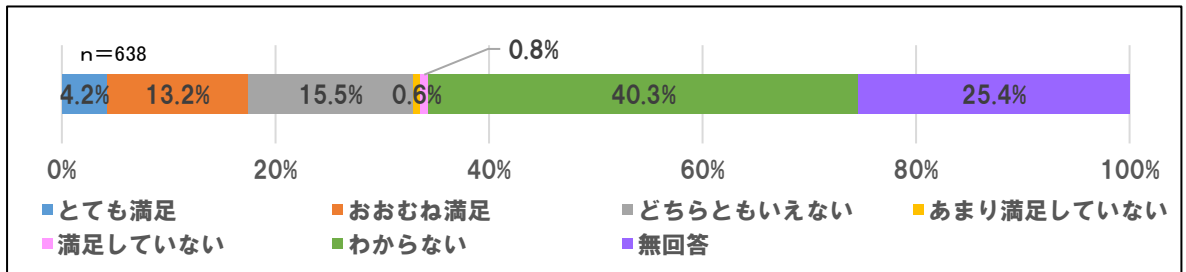
⑦図書などの質問や問合せに対するサービス



⑧リクエスト（予約）サービス

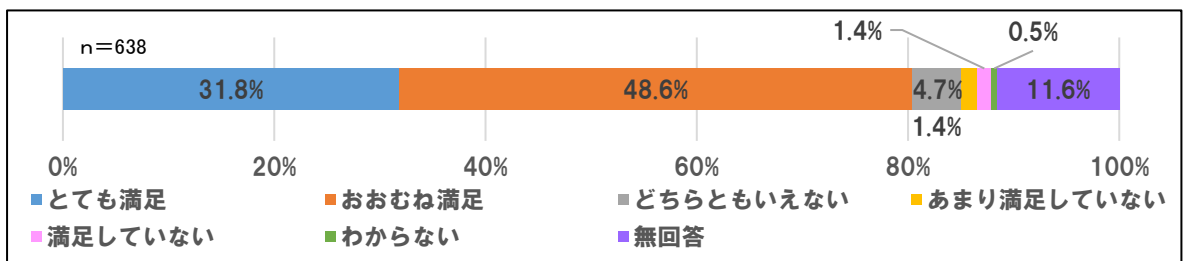


⑨講座や読み聞かせなどの行事

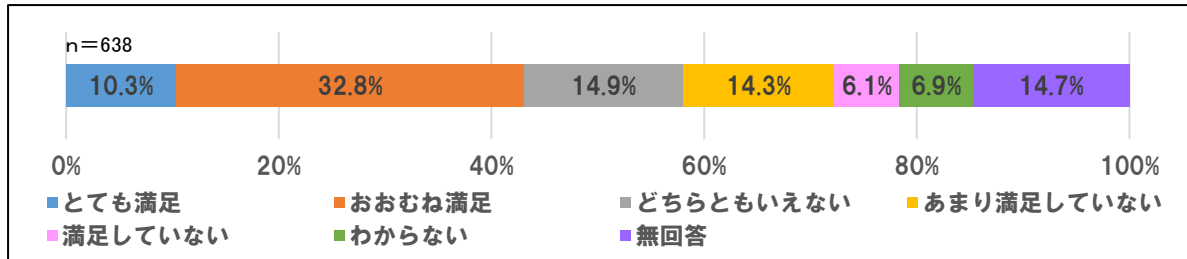


問 12. 「利用環境」について、どのように感じていますか。

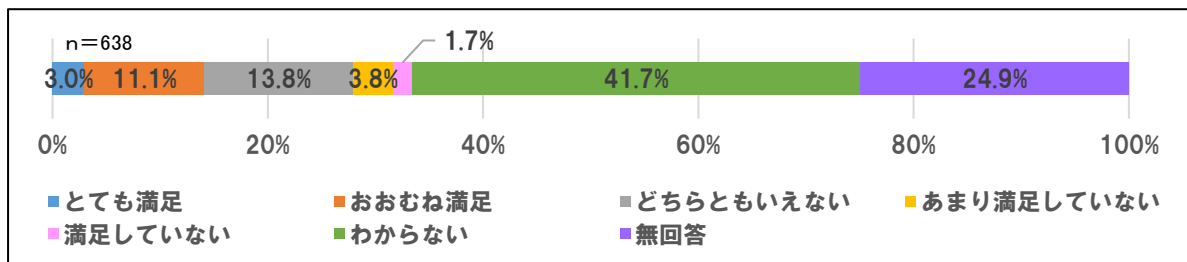
①職員の対応



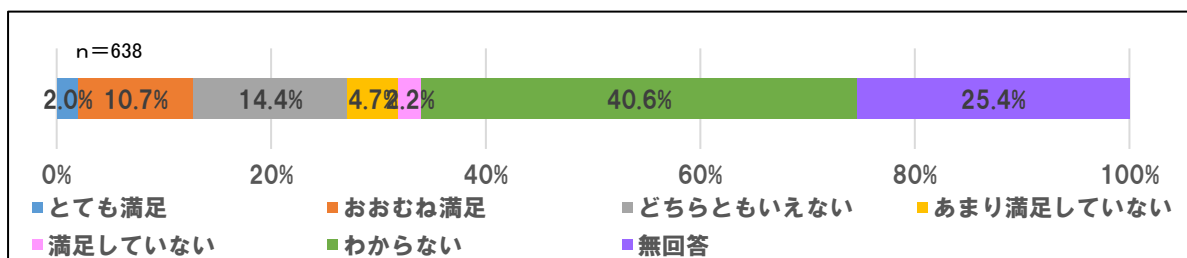
②椅子や机の数



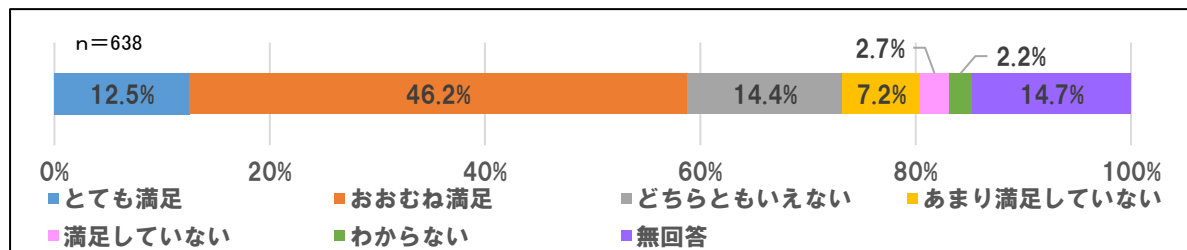
③視聴覚コーナー



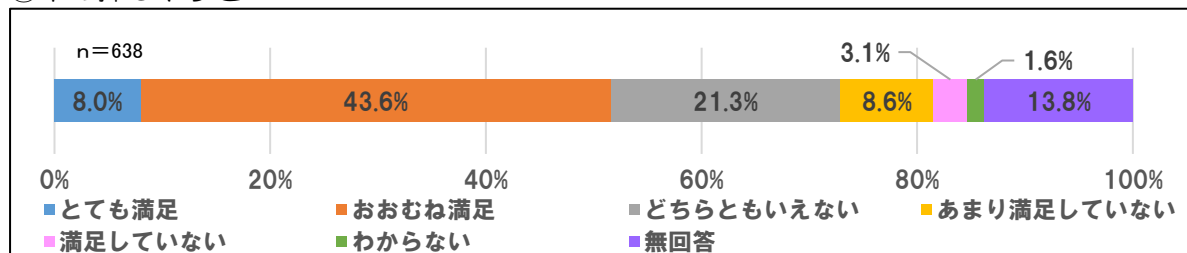
④インターネットコーナー



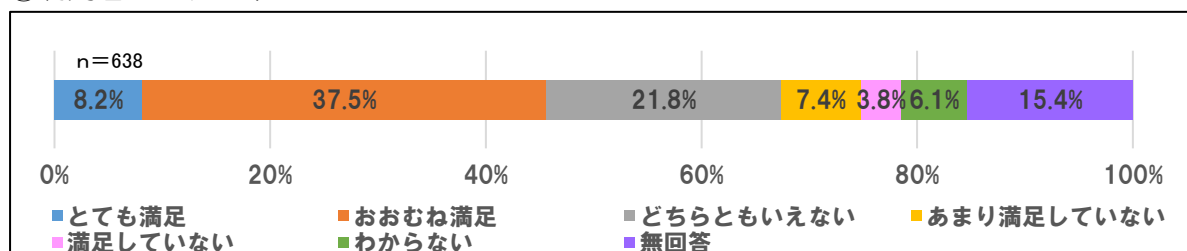
⑤館内の環境（明るさ・温度・雑音・においなど）



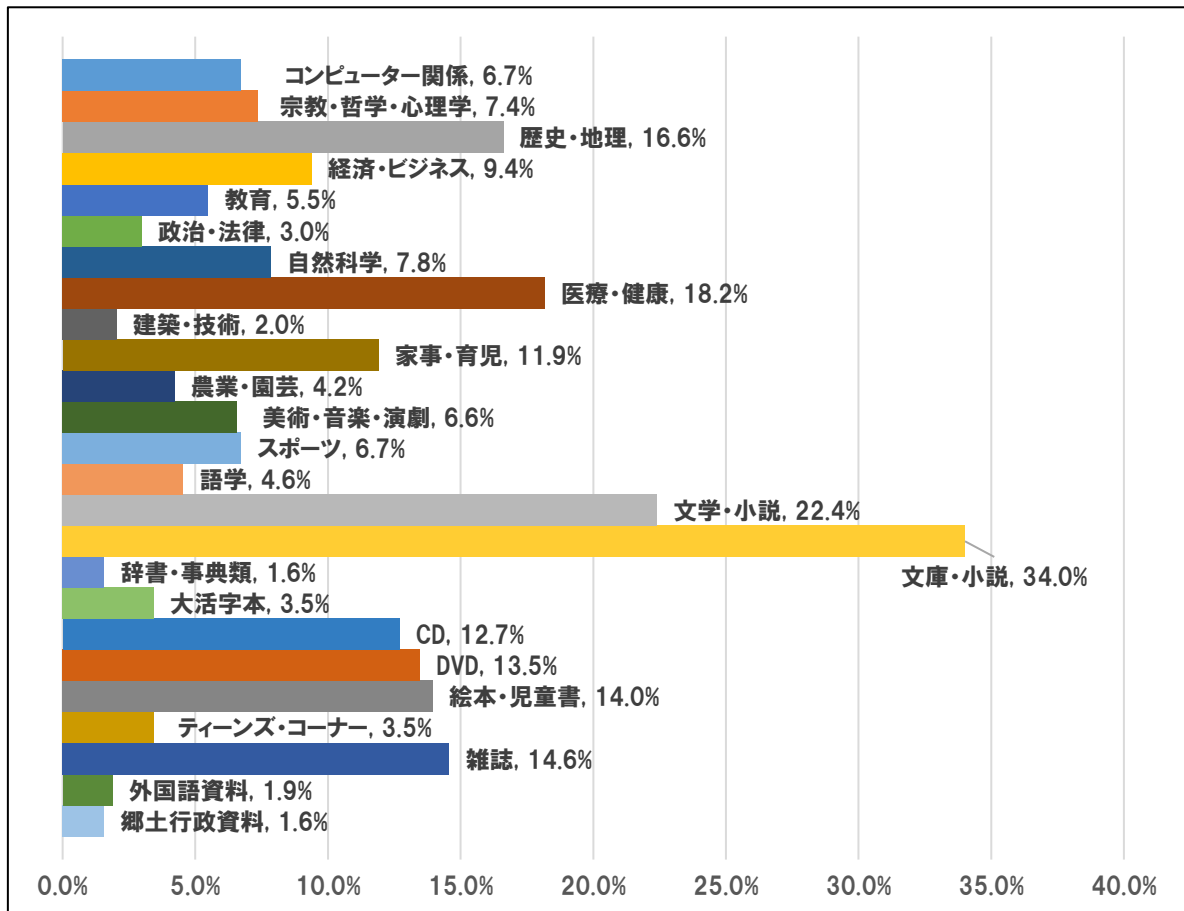
⑥本の探しやすさ



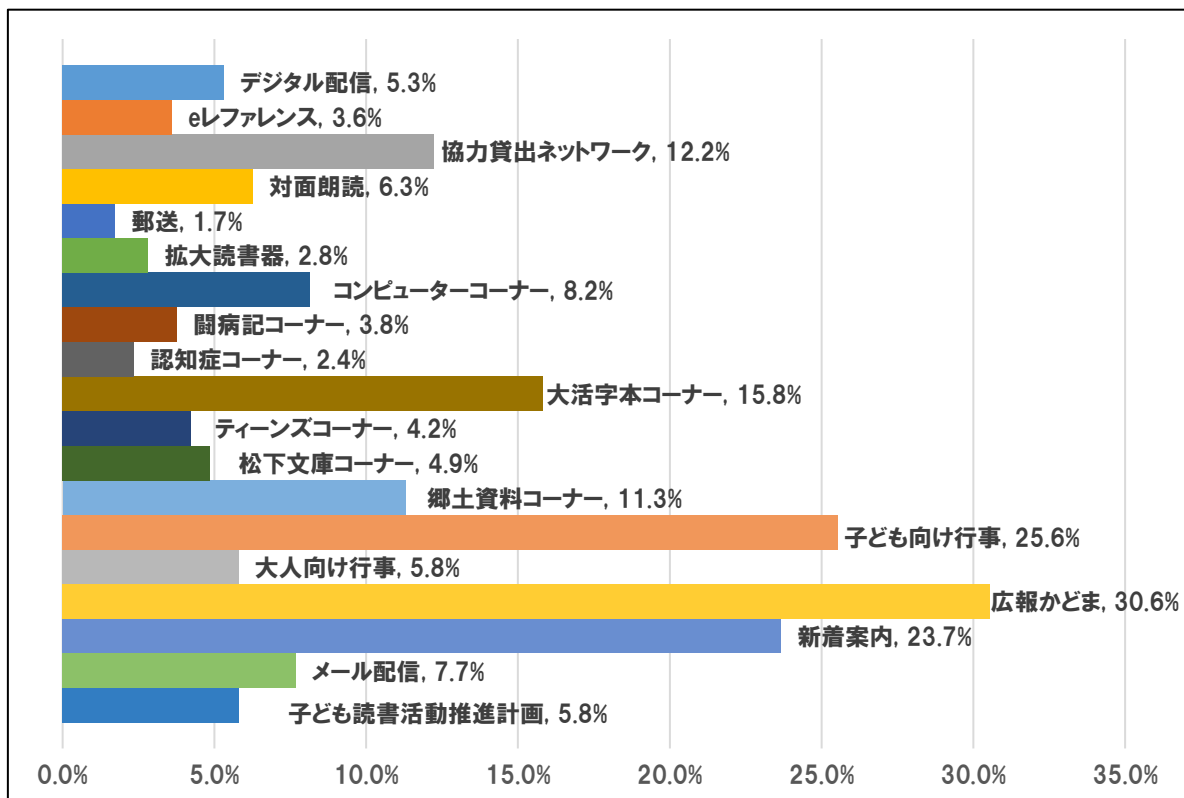
⑦利用者のマナーやモラル



問 13.今後充実させてほしい資料は何ですか。(〇は5 つまで)



問 14.図書館の取組の中で聞いたことがあるものは何ですか。(〇はいくつでも)



問 15.今後も図書館を利用したいですか。

1.「はい」と回答された件数・・・620件

<理由>以下表のとおり

項目	回答	件数
読書	本を読むのが好き	83
絵本	読み聞かせに使う、絵本の量が多い	24
蔵書	蔵書が多い	7
予約	予約本の確保をしてもらえる	4
最新の本	新刊が早々に入荷等	4
仕事	仕事などで必要、調べ物等	11
場所	交通の便が非常に良い、近い等	20
金銭面	・CD、DVD、本の無料貸し出し ・無料で沢山の本が読める ・購入すると収納・保管が困難	58
職員	・職員が親切 ・みんな親切で気持ちのいい図書館	12
他市との比較	・守口市にない本がある ・他館に比べて管理が良い ・貸出期間が3週間なのがいい	6

2.「いいえ」と答えられた件数・・・2件

理由：好きな作者の本は何度も読むから

3.「わからない」と回答した方・・・3件

理由：・家から行くのが面倒、お茶が飲めない

・引っ越すかもしれない

問 16.自由記述による回答

項目	回答	件数
スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・自習できるスペース、自習室の充実 ・本を読む椅子・机を置いてほしい、椅子多い方がいい、本を読める所多く ・開放的で広いフロアで多目的に利用できる新図書館の設立 	28
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・本が古い、傷んでいる、汚い ・蔵書増やしてほしい ・新書増やしてほしい ・大活字本読みやすい、もっとあればいい ・CD増やしてほしい、貸出枚数の増 ・DVDは新しいもの入れてほしい、入れ替えてほしい ・ホームページの「最新出版情報から探す」の1ヶ月に1回の更新 	32
職員の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・参考資料室のことをあまり知らないなので、周知してほしい ・求めている本を探してくれる、絵本のことを尋ねたら取り出してくれる親切な職員が多い、職員の対応がいい、対応満足しています 	33
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間 20 時か 21 時、開館時間9時か9時半、祝日開館、日曜日 18 時まで開館 ・照明が暗い ・図書館サービス詳しく知りたい、相互利用知りたい ・利用者のマナー悪い ・市内2ヶ所だけの図書館では、住民への情報提供、知的財産も渡せない ・音楽会よかった ・返却ポスト増やしてほしい 	

2. 計画策定の経緯

年月日	項目	主な内容
平成 29 年 12 月 5 日	図書館運営のサービス向上のための庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員紹介 ・図書館サービスについて
平成 30 年 2 月 20 日	図書館運営のサービス向上のための庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッチフレーズについて ・図書館のサービスに関するアンケートについて
3 月 4 日～ 5 月 31 日	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館のサービスに関するアンケート調査を実施
6 月 28 日	第 1 回 策定庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員紹介 ・アンケート集計調査結果について ・計画の構成について ・キャッチフレーズの検討について
10 月 2 日	第 2 回 策定庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッチフレーズの確定 ・素案について ・パブリックコメント実施について
10 月 12 日	図書館協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（素案）について
11 月 19 日～ 12 月 8 日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・案件名「門真市図書館サービス計画（素案）」
12 月 0 日	第 3 回 策定庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果について ・計画（素案）について
平成 31 年 2 月 0 日	第 4 回 策定庁内会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（素案）について
2 月 0 日	図書館協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（素案）について

3. 図書館サービス計画策定庁内会議設置要領

門真市図書館サービス計画策定庁内会議設置要領

(設置)

第1条 門真市図書館サービス計画の計画案を企画し、立案するため、門真市図書館サービス計画庁内会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 会議の委員は、次の表に掲げる課等の職員をもって構成する。

企画課、健康増進課、障がい福祉課、高齢福祉課、こども政策課
学校教育課、社会教育課、図書館

(会長及び会議)

第3条 会議に会長を置き、当該会長は、図書館の職員をもって充てる。

2 会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

(意見の聴取)

第4条 計画の立案、推進及び検討に必要な知識・情報を得るために、会議の構成員以外の関係職員に出席を求め、資料を提出させ、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、図書館が行う。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

4. 関係法令(図書館法・図書館の設置及び運営上の望ましい基準)

図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)
最終改正：平成十一年一月二二日法律第一六〇号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第三十四条の法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム等の収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学又は高等専門学校を卒業した者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの

二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの

三 三年以上司書補(国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。)として勤務した経験を有する者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で第六条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

第七条 削除

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対するこう報の用に供せられる印刷局発行の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

(公立図書館の基準)

第十八条 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。
(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号)

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の全部を次のように改正し、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。

平成 24 年 12 月 19 日

文部科学大臣 田中眞紀子

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- 4 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- 5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努める

ものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実を図るものとする。

3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実を図るものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書等の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任

命することが望ましい。

- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の２に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- 4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- 1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

- 1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

- ア 資料の紹介、提供に関すること
- イ 情報サービスに関すること
- ウ 図書館資料の保存に関すること
- エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
- オ 図書館の職員の研修に関すること
- カ その他図書館運営に関すること

- 2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

- 3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

- 都道府県立図書館は、第二の二の６により準用する第二の一の１の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

- ア 研修
- イ 調査研究
- ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の６により準用する第二の一の２に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- ア 市町村立図書館等の要求に十分に應えるための資料の整備
- イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

- 1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の６により準用する第二の一の４の(一)に定める職員のほか、第二の二の１、３及び４に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

- 2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

1 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

3 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

1 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。

2 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

門真市図書館サービス計画

発行 平成31年3月
門真市教育委員会

編集 門真市立図書館
〒571-0048
大阪府門真市新橋町3-4-101
TEL 06-6908-2828